

「都留市地下水保全条例の施行」により
平成30年10月1日からは

井戸の設置には 届出または許可が必要です。

必要な手続き

すでに井戸を 設置しているとき	揚水機の吐出口の断面積が6cm ² 未満の井戸		H31.9.30までに届出
	公共用の井戸、農業用の井戸		
	揚水機の吐出口の 断面積が6cm ² 以上の 井戸	設置基準を満たす井戸	H31.9.30までに届出 (協定の締結等が必要)
		設置基準を満たさない井戸	
これから井戸を 設置するとき	揚水機の吐出口の断面積が6cm ² 未満の井戸		設置前に届出
	農業用の井戸、公共用の井戸		設置前に届出
	揚水機の吐出口の断面積が6cm ² 以上の井戸		設置の30日前までに許可申請

採取量の定期報告

吐出口の断面積が6cm²以上の井戸を設置する場合、水量を測定するための量水器を設置し、毎年1回、採取量を報告する必要があります。

★すでに設置されている井戸(吐出口断面積が6cm²以上)に量水器を設置する時は、補助金のご案内をしますので、地域環境課にご相談ください。

お問い合わせ

都留市役所 地域環境課 (環境政策担当)



0554-43-1111

受付時間/8:30~17:15 (土・日・祝日は除く)

E-mail:kankyouseisaku@city.tsuru.lg.jp

届出書の様式など、詳細については都留市ホームページをご覧ください

都留市地下水保全条例の目的

都留市の水道水は、すべて地下水で賄っています。富士山や都留市を取り囲む豊かな山林からもたらされるこの地下水資源を、市民が将来にわたり享受できるよう、地下水資源の保護と採取の適正化を図ることを目的としています。

手続のながれ

【すでに井戸を設置している場合】

* 平成30年10月1日～平成31年9月30日の間に、井戸設置届出書(様式第2号)に井戸を設置している場所の位置図(案内図)を添えて提出してください。

【すでに井戸を設置している井戸の揚水機の吐出口の断面積が6cm²以上の場合】

- ▶ 下記の「井戸設置の許可基準」を確認してください。
- ▶ 許可基準を満たさない項目がある場合は、地域環境課にご相談ください。
 - * 地下水保全並びに災害時の飲料水・生活用水の確保に関する協定の締結についてご案内します。
 - * 特別規制区域の基準を満たさない井戸は、別途同意書等の準備についてご案内します。
- ▶ 量水器を設置していない井戸は、平成33年9月30日までに量水器を設置してください。補助金制度がありますので、地域環境課にご相談ください。

【これから井戸を設置する場合(揚水機の吐出口の断面積が6cm²未満の井戸、農業用の井戸、公共用の井戸)】

- ①井戸の設置を計画したら、地域環境課と事前協議をおこなってください。
- ②事前協議の結果をふまえて、工事着手前に井戸設置届出書(様式第2号)に井戸を設置する場所の位置図(案内図)を添えて提出してください。
- ③工事に着工したら、工事着工の日から14日以内に工事着工届(様式第4号)を提出してください。
- ④工事が完了したら、工事完了の日から14日以内に工事完了届(様式第5号)に井戸の設置がわかる写真を添えて提出し、届出どおりに井戸が設置されているか検査を受けてください。

【これから井戸を設置する場合(揚水機の吐出口の断面積が6cm²以上の井戸)】

- ①井戸の設置を計画したら、地域環境課と事前協議をおこなってください。
- ②事前協議の結果をふまえて、工事着手の30日前までに井戸設置許可申請書(様式第1号)に下記の書類を添えて提出してください。
 - * 井戸を設置する一段の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - * 井戸を設置する場所の位置図(案内図)及び配置図
 - * 井戸の深さを示す図面
 - * 揚水機のカatalog
 - * 量水器を設置する位置を示す図面
 - * 他の水をもって代えることが困難な理由書
 - * その他、協議時に添付を求められた書類
- ③井戸設置の許可を受けたら、工事に着工できます。
- ④工事に着工したら、工事着工の日から14日以内に工事着工届(様式第4号)を提出してください。
- ⑤工事が完了したら、工事完了の日から14日以内に工事完了届(様式第5号)に井戸の設置がわかる写真を添えて提出し、届出どおりに井戸が設置されているか検査を受けてください。

井戸設置の許可基準

- 1.県または市が定める土地利用計画に反しないこと
 - 2.地下水の有効的利用に支障がないこと
 - 3.既設の水道水源や隣接する既設の井戸に支障を及ぼす恐れのないこと
 - 4.他の水をもって代えることが困難なこと
 - 5.地下水を申請の用途に使用することが、必要であり適当であること
 - 6.地下水を採取した場所で利用し、利用後の不要となった地下水を採取場所で適切に排水処理すること
 - 7.排水施設が十分講じられていること
 - 8.量水器が設置されていること
 - 9.自噴井の場合は、制水設備等の設置により不使用時の流水防止対策が講じられていること
- ★特別規制区域(公共用水道水源から半径200m以内の区域、十日市場・夏狩湧水群エリア)では1日の取水量を20m³まで、設置本数を1事業所あたり1本までとしています。